



島根県報

令和6年10月18日（金）
第559号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（河 川 課）	2
島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	5

【告 示】

保安林予定森林（4件）	（森 林 整 備 課）	5
-------------	-------------	---

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	7
-------------	-------------	---

【特定調達公告】

防災行政無線ネットワーク I P ネットワーク再構築業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（消 防 総 務 課）	8
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおけるメンテナンス付カーテン賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	8
島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（ ” ）	9

【正 誤】

昭和51年11月30日島根県報第2, 137号中	（建 築 住 宅 課）	10
--------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の改正に伴う引用する条項の整理（別表第2・別表第5関係）

2 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。

◇採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の整備（様式第8号関係）

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第48号）

1 規則の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の改正に伴う引用する条項の整理（第6条関係）

2 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号の政令で定める日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第46号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2 土木部の表建築住宅課の項第3号部長専決事項の欄の(14)中「第18条第25項」を「第18条第41項」に改める。

別表第5 支庁及び県土整備事務所の項第14号地方機関の長専決事項の欄の(10)中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第47号

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

採石業の適正な実施の確保に関する条例施行規則（平成18年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 (第19条関係)

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 印 </div>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第48号

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第18条第16項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

告 示**島根県告示第626号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市宍道町上来待462-3、3564、3565-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第627号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町都川2613-18
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第628号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町上阿井1580-1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井1580-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第629号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿足郡吉賀町広石355（次の図に示す部分に限る。）、972、981、982、983-1、984
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
広石355・972・981・982・983-1・984（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年10月4日から同月25日まで
- 3 作業地域
浜田市高佐町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和6年10月7日から令和7年3月17日まで
- 3 作業地域
浜田市久代町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年10月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

防災行政無線ネットワーク I P ネットワーク再構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和6年9月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 落札金額

218,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年8月20日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年10月18日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 件名及び数量

メンテナンス付カーテン賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和6年9月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 島根県浜田市三隅町湊浦506番地1

5 落札金額

島根県立中央病院

913,000円／月額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

700円／臨時洗濯1枚（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

島根県立こころの医療センター

161,150円/月額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

700円/臨時洗濯1枚（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年8月16日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年10月18日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4ml 1瓶、1032瓶
- (2) オブジーボ点滴静注240mg、240mg 24ml 1瓶、436瓶
- (3) ユルトミリスH I点滴静注1100mg/11ml、1100mg 11ml 1瓶、48瓶
- (4) ユブリズナ点滴静注100mg、100mg 10ml 3瓶、8箱
- (5) テセントリック点滴静注1200mg、1200mg 20ml 1瓶、136瓶
- (6) イミフィンジ点滴静注500mg、500mg 10ml 1瓶、240瓶
- (7) ダラキューロ配合皮下注、15ml 1瓶、152瓶
- (8) アムヴトラ皮下注25mgシリンジ、0.5ml 1シリンジ、8箱
- (9) ポライビー点滴静注用30mg、30mg 1瓶、244瓶
- (10) イブランス錠25mg、P T P 30錠、364箱
- (11) サークリサ点滴静注500mg、500mg 25ml 1瓶、176瓶
- (12) ベクティビックス点滴静注100mg、100mg 1瓶、540瓶
- (13) サイラムザ点滴静注液500mg、500mg 50ml 1瓶、116瓶
- (14) アブラキサ点滴静注用100mg、100mg 1瓶、840瓶
- (15) ベクティビックス点滴静注400mg、400mg 1瓶、128瓶
- (16) イロクテイト静注用4000国際単位、1瓶、132瓶

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和6年9月11日

4 落札者の氏名、住所及び落札金額

(1) 1の(1)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 190,410円/瓶

(2) 1の(2)の医薬品

(株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 275,190円/瓶

- (3) 1の(3)の医薬品
 (株)セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 2,176,015円/瓶
- (4) 1の(4)の医薬品
 (株)サンキ出雲支店 支店長 山本 健 島根県出雲市浜町96番地1 9,390,000円/箱
- (5) 1の(5)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 502,398円/瓶
- (6) 1の(6)の医薬品
 ティーエスアルフレッサ(株)出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地1 245,617円/瓶
- (7) 1の(7)の医薬品
 (株)セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号 396,542円/瓶
- (8) 1の(8)の医薬品
 (株)サンキ出雲支店 支店長 山本 健 島根県出雲市浜町96番地1 6,958,751円/箱
- (9) 1の(9)の医薬品
 ティーエスアルフレッサ(株)出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地1 226,292円/瓶
- (10) 1の(10)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 133,722円/箱
- (11) 1の(11)の医薬品
 (株)サンキ出雲支店 支店長 山本 健 島根県出雲市浜町96番地1 254,719円/瓶
- (12) 1の(12)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 68,984円/瓶
- (13) 1の(13)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 313,585円/瓶
- (14) 1の(14)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 41,787円/瓶
- (15) 1の(15)の医薬品
 (株)エバルス営業本部出雲支店 支店長 兵庫 史朗 島根県出雲市塩冶町1563番1 273,884円/瓶
- (16) 1の(16)の医薬品
 ティーエスアルフレッサ(株)出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地1 254,648円/瓶

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 特例公告を行った日

令和6年8月2日

正 誤

昭和51年11月30日島根県報第2,137号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ペ ー ジ
<hr/>	
下	段
<hr/>	

始めから十四	行
四三二一	誤
四三三二	正
